

平成29年度第2回千葉県環境審議会企画政策部会 議 事 録

日時 平成30年3月26日(月)
午後2時00分～

場所 ホテルプラザ菜の花 4階 楨

目 次

1. 開 会	1
2. 環境生活部長あいさつ	2
3. 企画政策部会長あいさつ	2
4. 議事	
(1) 千葉県環境基本計画（素案）について	3
(2) 千葉県の気候変動影響と適応の取組方針について	28
(3) その他	32
5. 閉 会	33

1 開 会

司会 ただいまから、千葉県環境審議会企画政策部会を開催いたします。私は、本日の司会を務めます、環境政策課の佐伯と申します。よろしくお願いいたします。はじめに、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、「千葉県環境基本計画」関係の資料ですが、千葉県環境基本計画についての「諮問文」「付議文」、資料1-1「次期環境基本計画の策定について」、資料1-2「現環境基本計画の成果と課題」、資料1-3「次期環境基本計画の概要図」、資料1-4「千葉県環境基本計画（骨子案）」、資料1-5「次期環境基本計画の策定スケジュール」、参考資料1「第五次環境基本計画（案）の概要」となっております。

次に、「千葉県の気候変動影響と適応の取組方針」関係の資料ですが、資料2-1「パブリックコメント開始以降の修正点」、資料2-2「千葉県の気候変動影響と適応の取組方針（案）」、資料2-3「千葉県の気候変動影響と適応の取組方針（案）の概要」、参考資料2「気候変動適応法案の概要」となっております。よろしいでしょうか。

本日は、委員総数10名に対し、現時点で8名の委員の御出席をいただいております。半数以上の委員が出席されておりますので、千葉県行政組織条例第33条の規定により、本日の会議が成立していることを御報告いたします。

なお、木原委員につきましては、到着が遅れております。また、池邊委員におかれましては、所用により、本日は御欠席との御連絡を受けております。

次に、県関係職員を紹介いたします。環境生活部長の吉添でございます。環境生活部次長の生駒でございます。環境政策課長の館野でございます。循環型社会推進課長の入江でございます。環境政策課副参事兼政策室長の貫井でございます。

次に、この会議及び会議録は、千葉県環境審議会運営規程第10条第1項及び第11条第2項の規定により原則公開となっております。本日の会議の公開につきましては、公正かつ中立な審議に支障がないものと考えられますので、公開といたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

2 環境生活部次長あいさつ

司会 それでは、開会に当たりまして、千葉県環境生活部長の吉添から御挨拶申し上げます。

吉添環境生活部長 環境生活部長の吉添でございます。委員の皆様にはお忙しいところ、千葉県環境審議会企画政策部会に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃から本県の環境行政に多大な御協力をいただき、重ねてお礼申し上げます。

本日、御審議いただく環境基本計画は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 20 年 3 月に策定されました。その後、再生可能エネルギー導入促進や微小粒子状物質、いわゆる PM2.5 の問題の顕在化など、新たな課題に対応するため、平成 27 年 3 月に一部改訂を行いました。

この計画の計画期間が平成 30 年度までとなっていることから、全面改訂することとし、来年 3 月を目途に計画を策定してまいります。

本日は、新たな環境の問題への対応や個別計画の策定の内容を盛り込んだ、次期計画の骨子案をお示しいたします。本日はこれについて御審議いただきたいと考えております。

また本日は、千葉県の気候変動影響と適応の取組方針について御報告します。これにつきましては、昨年 11 月に皆様から御意見をいただきまして、パブリックコメントをこの 2 月に実施しました。本日は、最終案について御説明するとともに、2 月から国の審議が開始された、気候変動適応法案の概要について御報告いたします。

委員の皆様方には、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

3 企画政策部会長あいさつ

司会 それでは、審議に入るに当たり、倉阪部会長に御挨拶をいただきたいと存じます。

倉阪部会長 倉阪でございます。今年度中に気候変動の適応策について、県としての方針を示すということ、御審議いただいた結果、今日御報告いただけるということでござ

います。それから来年度1年間の部会のタスクとして環境基本計画の見直しをするという大きな仕事が出てくるということでございます。今日は、全体の方針を御議論いただくということになります。それぞれに、新しい内容を含んだ課題でございまして、これまでと同じことをやっていたのではなかなかうまく対応できないということでございまして、委員の皆様の忌憚のない御意見をいただければと思います。よろしくお願いたします。

司会 どうもありがとうございました。それでは、これより議題の審議をお願いいたしますが、議事の進行につきましては、千葉県行政組織条例第33条の規定により、倉阪部会長をお願いいたします。

4 議事（1）千葉県環境基本計画（骨子案）について

倉阪部会長 それでは、議事に入りたいと思いますが、議事に先立ち、議事録署名人を指名させていただきます。議事録署名人を畠山委員と渡邊委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入ります。本日の議題は審議事項の「千葉県環境基本計画（素案）について」と、報告事項の「千葉県の気候変動影響と適応の取組方針について」となっています。はじめに、議題1「千葉県環境基本計画（骨子案）について」ですが、「千葉県環境基本計画について」は、千葉県環境審議会運営規程第5条の規定により、環境審議会会長からこの企画政策部会に付議されております。それでは事務局から説明をお願いします。

渡部環境政策課主幹 環境政策課の渡部と申します。よろしくお願いたします。

それではお手元の資料で、「諮問文」と「付議文」を御覧ください。まず諮問文ですが、平成30年2月8日付けで、千葉県環境基本計画について、千葉県知事から千葉県環境審議会に、千葉県環境基本条例第9条第3項の規定により諮問いたしました。同条例第9条第3項では、「知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ環境審議会の意見を聴かなければならない」と規定されております。次に付議文ですが、

その後、同年2月28日付けで、本件について環境審議会会長から企画政策部会に付議されております

それでは私からは、資料1-1から資料1-5、及び参考資料1により御説明いたします。

今回、事務方で、現行の環境基本計画策定以降に生じた新たな環境問題や県における個別計画の策定状況などを踏まえて、次期環境基本計画の骨子案を取りまとめました。今後、この骨子案をベースに、企画政策部会の御意見等を踏まえながら、計画の素案を策定してまいりたいと考えております。

つきまして、本日の部会では、「計画の構成」や計画素案に盛り込むべき「課題や現状認識」、「取組の方向性」などを中心に、委員の皆様から御意見をいただきたいと考えております。

それでは、次期環境基本計画の内容について御説明する前に、策定スケジュールから先に御説明します。お手元の資料1-5「次期環境基本計画の策定スケジュール」を御覧ください。

環境基本計画を御審議いただくための企画政策部会は、今回を含めて4回、予定しております。本日、第1回目の企画政策部会におきまして、先ほど御説明しましたとおり、骨子案について御審議いただき、次期計画に盛り込むべき事項などについて、御意見をいただきたいと考えております。次に、7月～8月頃に、第2回目の企画政策部会及び合同部会を含む各部会を開催し、計画素案の各部会が所掌する分野について、御意見をいただきたいと考えております。各部会からの御意見を踏まえ、素案から計画案を検討してまいります。次に、10月～11月頃に、県において計画案を決定し、パブコメなどを実施するとともに、11月頃に第3回目の企画政策部会を開催し、計画案全体について御審議いただきます。その後、企画政策部会からいただいた意見やパブコメによる意見などを踏まえて、計画案を修正してまいります。平成31年2月頃に第4回目の企画政策部会を開催し、修正した計画案をお諮りして、計画について御承認いただきたいと考えております。その後、企画政策部会から環境審議会に審議結果を報告し、環境審議会からの答申を受けて、3月を目途に計画を決定してまいります。

次に、資料1-1「次期環境基本計画の策定について」を御覧ください。上段、環境基本計画についてのところで、計画の位置付けですが、環境基本計画は、環境の保

全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、千葉県環境基本条例により策定が義務付けられ、本県の環境保全に関する最も基本となる計画です。

これまでの策定経緯ですが、1996年に第1次計画を策定し、第1次計画の計画期間の途中ではありましたが、2008年に第2次計画を策定しました。第2次計画は、2015年に、東日本大震災に起因する新たな環境問題への対応を追加するなど、一部改訂を行っております。今回、御審議いただく次期計画は、第3次の計画であり、森田県政になってから初めての全面改訂となります。現行計画の計画期間は、2018年度までであるため、環境審議会各部会での議論を経て、来年3月を目途に次期計画を策定したいと考えております。

次に計画策定に係る背景について、簡単に御説明いたします。左側上の国際情勢のところを御覧ください。既に御存知かと思いますが、「持続可能な開発目標」(SDGs)を含む「2030アジェンダ」が2015年9月に、また「パリ協定」が同年12月に採択されました。

次に、国の状況ですが、国では、2016年に、地球温暖化に関する総合計画である「地球温暖化対策計画」を策定し、「2030年度におけるCO₂などの温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減する」ことを目標として掲げました。また、国では、今年の春頃の閣議決定を目指して「第五次環境基本計画」の策定を進めております。同計画では、SDGsの考え方を踏まえ、環境政策を推進力として、社会・経済の課題を同時解決することを掲げ、分野横断的な6つの重点戦略を設定する内容となっております。

同計画につきましては、参考資料1としてお配りしてありますので、簡単に御説明いたします。参考資料1、環境省が作成しました「第五次環境基本計画(案)の概要」を御覧ください。

1枚おめくりいただき、3ページの第五次環境基本計画の基本的方向性を御覧ください。

まず、「目指すべき社会の姿」において、「地域循環共生圏」の創造、「世界の範となる日本」の確立、これらを通じた、「持続可能な循環共生型の社会」、「環境・生命文明社会」の実現を掲げております。

次に、本計画のアプローチですが、この計画の一番のポイントとなるのが、1番目にごさいます「SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化」

することです。環境政策を契機に、あらゆる観点からイノベーションを創出し、経済、地域、国際などに関する諸問題の同時解決を図ることとしております。

2つ目として、地域資源を持続可能な形で最大限活用し、経済社会活動をも向上させることとしております。

このような考え方のもと、その下の「6つの重点戦略」にあるとおり、「経済」「国土」「地域」「暮らし」「技術」「国際」をキーワードに、分野横断的な6つの重点戦略を設定しております。

また、裏面の4ページを御覧ください。この重点戦略を支える環境政策として、「気候変動対策」、「循環型社会の形成」など6つの政策を掲げ、環境保全の取組を推進していくこととしております。以上が国の第五次環境基本計画の基本的方向性でございます。

それではまた資料1-1にお戻りください。

左下の環境基本計画策定後の個別計画の状況を御覧ください。環境分野における県の主な個別計画の策定状況でございます。一番上の「千葉県地球温暖化対策実行計画」は、平成28年9月に策定し、2030年度における県全体の温室効果ガス排出量を2013年度と比較して22%削減することを目標として掲げています。

また、新たに「千葉県災害廃棄物処理計画」を策定し、間もなくの公表を予定しております。また、「千葉県の気候変動影響と適応の取組方針」を本日の部会を経て策定する予定になっております。

次に一番下の環境基本計画の成果と課題ですが、現行の環境基本計画では、毎年度、指標を活用して計画の進捗状況の点検・評価を実施し、その結果につきまして環境審議会に報告するとともに、環境白書において公表しております。

全体として取組は概ね進展しておりますが、各分野では課題が存在している状況にあります。

それでは、現環境基本計画の成果と課題について、別途まとめた資料がございますので、その資料により御説明します。資料1-2、A3縦長の資料「現環境基本計画の成果と課題」を御覧ください。

この資料は、現行の環境基本計画の22のテーマごとに、計画期間の初年度となる平成20年度から29年度までの10年間における主な取組・成果と今後の課題について整理したものです。時間の関係もありますので、主なテーマについて御説明します。

1 ページ、「1 地球温暖化防止に取り組む」を御覧ください。この分野は、地球温暖化防止やオゾン層の保全など、地球規模の環境問題に取り組む分野です。指標の進捗状況で申し上げますと、全体的には、概ね進展しておりますが、指標によっては基準年を下回るなど、継続して取り組むべき課題がございます。

テーマ「1 温室効果ガスの排出量削減」を御覧ください。主な取組・成果で、1 つ目のところですが、平成 28 年 9 月に「千葉県地球温暖化対策実行計画」を策定し、地球温暖化対策を総合的に推進してまいりました。

また、2 つ目のところですが、住宅向けの再生可能エネルギーや省エネルギー設備等の導入補助を行うとともに、ワンストップ窓口による民間事業者や市町村に対する再生可能エネルギー等の導入支援を行ってまいりました。

指標の「再生可能エネルギー導入量」につきましては、下のグラフにあるとおり、目標に向けて概ね順調に推移している状況にあります。

次に右側、主な今後の課題ですが、2 つ目のところで、東日本大震災を契機に火力発電所の稼働が増加したこともあり、家庭内のエネルギー消費に係る 1 人 1 日当たり二酸化炭素排出量は基準年度よりも増加し、目標値との差が拡大しております。そのため、普及啓発の強化も含め、家庭における二酸化炭素排出量の削減をより一層推進していく必要があります。

3 つ目のところで、温室効果ガスの排出をできる限り抑制したとしても、世界の平均気温は上昇し、21 世紀末に向けて気候変動の影響のリスクが高まると予測されております。この避けられない気候変動の影響に対し被害を回避・軽減する「適応」も進めていく必要があります。

次に、裏面、2 ページ、「2 豊かな自然環境の保全・再生と生物多様性の確保」を御覧ください。

全体的には、進展がみられないものもあり、取組を継続、あるいは見直しを行っていく必要がございます。

3 ページの「5 野生生物の保護と管理」を御覧ください。主な取組・成果ですが、1 つ目ですが、有害鳥獣対策について、平成 29 年に第 12 次鳥獣保護管理計画を策定し、野生鳥獣の保護と管理に関する総合的な対策を推進するとともに、イノシシ、ニホンザル、ニホンジカに係る第二種特定鳥獣管理計画を策定し、計画的な防護及び捕獲並びに生息環境管理を実施しました。

2つ目のところで、特定外来生物防除実施計画に基づき、カミツキガメ、アカゲザル、キョン、アライグマなどの特定外来生物の防除を実施してまいりました。

これらの取組により、下のグラフにあるとおり、有害鳥獣及び特定外来生物の捕獲数は増加傾向にあります。

このように、捕獲数は増加しておりますが、本県における有害鳥獣による農作物被害金額は増加傾向にあります。平成 28 年度の農作物被害金額は、約 4 億 6 千 5 百万円でした。なかでもイノシシによる被害金額は約 2 億 5 千 8 万円で全体の約半数を占めており、ここ 10 年で 2.6 倍と激増しております。

そのため、主な今後の課題ですが、1つ目で、効率的に被害対策を進めるためには、行政や関係団体、地域住民が、それぞれの役割を自覚し、相互に連携しながら防護、捕獲、生息環境管理による総合的な対策を行い、農業被害等を減少させる必要があります。

また、2つ目のところで、引き続き県、市町村による捕獲を進めるとともに、より効果的な捕獲方法を開発していく必要があります。

次に、4 ページ、「3 循環型社会を築く」を御覧ください。この分野は廃棄物の減量化・リサイクルと適正処理を推進する分野です。全体的には、概ね進展しておりますが、指標によっては基準年を下回るなど、継続して取り組むべき課題がございます。

「1 3 R の推進」を御覧ください。主な取組・成果ですが、1つ目で、平成 28 年に「第 9 次千葉県廃棄物処理計画」を策定し、持続可能な循環型社会を構築するため、総合的に施策の推進に取り組んでまいりました。

また、2つ目と3つ目のところですが、レジ袋削減に向けた「ちばレジ袋削減エコスタイル」、食品の食べ残し削減に向けた、「ちば食べきりエコスタイル」など、3 R を推進するためのライフスタイルづくりに取り組んでまいりました。

指標の「1人1日当たりの一般廃棄物の排出量」は、グラフにあるとおり、平成 27 度時点で目標値を下回り、目標を達成しております。

また、一番下ですが、平成 26 年に全国初となる「ヤード適正化条例」を制定し、27 年 4 月から施行しました。

この条例により、ヤード運営者に届出、油の地下浸透防止措置等の義務を課すとともに、条例に基づくヤードの立入検査が可能となりました。

主な今後の課題ですが、下のグラフ「一般廃棄物のリサイクル率」について、リサイクル率が低下傾向にあり、目標値の40%を達成できていない状況にあります。そのため、2つ目のところで、自主的かつ積極的に3Rに取り組むことができる仕組みづくり、県民や事業者の意識改革や実践活動をさらに進めていく必要があります。また、3つ目のところで、3Rの中でも環境への負荷を低減する効果の高い2Rを重点的に推進していく必要があります。

次に、6ページ、「4 安心できる健やかな環境を守る」を御覧ください。この分野は、良好な大気、水、土壌環境を保全し、化学物質による汚染を防止することを目指す分野でございます。

「1 良好な大気環境と確保」を御覧ください。主な取組・成果ですが、1つ目と2つ目のところで、大気汚染防止法に基づき、ばい煙発生施設などに立入検査を実施し、必要な指導を行うとともに、環境保全協定締結工場に対しては、施設の新・増設等に当たって、事前協議を実施し、大気汚染物質の一層の低減を指導してまいりました。

また、3つ目のところで、ディーゼル条例に基づく事業所立入検査、ナンバープレート調査、路上検査を実施し、必要な指導等を行いました。

これらの取組の結果、4つ目のところですが、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、二酸化硫黄などの環境基準達成率が100%となる他、二酸化窒素の県環境目標値達成率も改善が見られました。

主な今後の課題ですが、一番下のところで、光化学オキシダントについては環境基準を達成しておらず、光化学スモッグ注意報の発令日数も多いことから、引き続き窒素酸化物や揮発性有機化合物の排出削減対策を行う必要があります。

次に、7ページ、「3 良好な水環境の保全」を御覧ください。

主な取組・成果ですが、1つ目と2つ目のところで、工場・事業場への立入検査などを通じて、水質汚濁防止法等に基づく排水基準の遵守徹底を図るとともに、環境保全協定締結工場に対し、法や条例よりも厳しい汚濁物質の排出削減の実施等を指導しました。

下から2つ目で、印旛沼・手賀沼については、湖沼水質保全計画に基づき、汚濁負荷量規制等の産業系排水対策、下水道整備や高度処理型合併処理浄化槽の普及促進等の生活排水対策、雨水浸透施設の設置等による自然系対策など、総合的に進めました。

一番下ですが、東京湾については、総量削減計画に基づき国及び流域の1都3県が連携して、生活排水対策、産業系排水対策、その他の汚濁発生源対策を進めました。

主な今後の課題ですが、本県の河川・湖沼等の公共用水域の水質は、長期的にみると改善の傾向にあります。下のグラフに示したとおり、印旛沼、手賀沼、東京湾などの閉鎖性水域では、環境基準の達成に至っておりません。そのため、課題の3つ目ですが、印旛沼・手賀沼については、窒素、リンを栄養源として植物プランクトンが増殖することで、汚濁の内部生産が生じていると考えられることから、汚濁メカニズムを解明するとともに、引き続き、流入する窒素、リンの削減等、湖沼水質保全計画に基づき総合的に講じていく必要があります。

また、一番下ですが、東京湾については、依然として赤潮・青潮の発生が見られ、大規模な青潮の発生時には漁業被害も生じていることから、引き続き総量削減計画に基づく汚濁負荷量の削減対策を進めていく必要があります。

最後に、9ページ、「5 環境を守り育てる人づくり・ネットワークづくり」を御覧ください。この分野は、環境保全のために行動する人づくりを進め、多様な主体の連携・協働により環境が保全されていく社会を目指す分野でございます。

「1 環境学習の推進」を御覧ください。主な取組・成果ですが、1つ目のところですが、毎年度「環境学習基本方針実施計画」を策定し、環境学習を推進しました。また、下から2番目ですが、環境学習アドバイザーの派遣を行い、一般県民の環境学習を受ける機会の提供を行ってまいりました。

主な今後の課題ですが、1つ目ですが、環境学習教材について、広く活用してもらえるよう、幼児から高齢者まで幅広い年齢層に対応した内容を作成していく必要があります。また、2つ目のところですが、環境学習拠点の連携については、県有施設にととまらず、県内の他の施設とも、視察研修を取り入れる等の連携の方策を検討していく必要があります。

現行計画の成果と課題については以上でございます。

それは、資料1-1にお戻りください。これまで御説明しました状況を踏まえ、環境基本計画を見直すこととし、現時点での次期計画のポイントをまとめたものが右側にあるとおりです。

まず、1の現環境基本計画における課題を踏まえた対応についてですが、地球温暖化対策、循環型社会の構築、自然環境や生活環境の保全など、これまでの各分野にお

ける取組を引き続き進めていくとともに、課題を踏まえ、取組の見直しや拡充を検討してまいります。

特に、「野生生物の保護と適正管理」について、イノシンをはじめとする有害鳥獣による農作物被害や、アカゲザル等、特定外来生物による生態系への悪影響が依然として著しいことから、昨年の10月に策定した総合計画と同様に、政策分野に格上げし、有害鳥獣や特定外来生物への対策を強化してまいります。

次に2の新たな環境問題への対応ですが、1つ目として、「千葉県の気候変動影響と適応の取組方針」が策定されることから、新たに、気候変動に伴う影響への適応策についても地球温暖化対策に盛り込み、各施策で気候変動への影響に備えてまいります。

2つ目として、県内における再生土等を利用した土地の埋立ての一部に、不適切な処理がなされている事例があり、県では（仮称）「千葉県再生土等の適正な埋立て等の確保に関する条例」の制定に向けて検討しております。そのため、新規項目として、「再生土への対策の推進」を設け、再生土等の適正利用を一層推進してまいります。

3つ目として、「千葉県災害廃棄物処理計画」が策定されることから、新規項目として「災害時等における環境問題への対応」を設け、災害廃棄物対策など、大規模災害時等における環境問題への対応を整理してまいります。

最後に、3の「環境と経済の好循環の創出」ですが、環境保全の取組は、経済発展の制約要因ではなく、経済や社会の持続的発展を支えるために不可欠なものであり、環境負荷の少ない、持続可能な社会を構築するためには、環境と経済を両立させていくことがとても重要であります。現在、国が策定を進めております「第五次環境基本計画」においても、先ほど御説明したとおり、環境政策の推進により、経済・社会的課題の同時解決を目指しております。

これらの認識のもと、施策項目として「環境と経済の好循環の創出」を新設し、環境関連産業や環境と調和した産業の振興を進めることにより、地域経済の活性化を図り、その活性化が環境保全を促す、環境と経済の好循環の創出を目指してまいります。

次に、資料1－3「次期環境基本計画の概要図」を御覧ください。

まず、左上の計画期間ですが、環境基本計画は、環境基本条例において環境保全に係る長期的な目標を定めることになっております。現行計画でも計画期間を11年間としていることから、次期計画では2019年度から2028年度までの10年間としたいと考えております。

次に、目指す将来の姿ですが、現行の環境基本計画においては、「ずっと豊かで安心して暮らしていける千葉の環境を みんなのちからで築き、次世代に伝えていく」を基本目標としておりますが、次期計画では、この基本目標の趣旨は変更せずに、「目指す将来の姿」として、覚えやすくわかりやすいキャッチフレーズにしたいと考えており、キャッチフレーズについては今後検討してまいります。

次に、この目指す将来の姿を達成するために、5つの基本目標を設定しております。この基本目標は、右側の施策の展開方向の政策1から5に対応したものとなっております。

また、この基本目標の実現に必要な視点として、自主的な取組の促進、ネットワークの構築、環境と経済の好循環の3つを記載することとしております。

また、目指す将来の姿を実現するためには、県の取組のみならず、各主体の自主的かつ積極的な取組を促進する必要があります。このため、現環境基本計画と同様に、各主体の基本的役割や求められる行動指針を示してまいります。

次に、右側の「施策の展開方向」を御覧ください。

施策の体系としては、6つの政策と22の施策にまとめております。政策1から政策5までが各分野の政策で、政策6は、各分野の基盤となるもの、各分野にまたがる横断的な施策をまとめたものとなっております。

まず、政策分野についてですが、基本的には現行の環境基本計画と同じですが、政策4「野生生物の保護と適正管理」につきまして、先ほど説明した理由により、政策3「豊かな自然環境の保全と自然との共生」から独立させ、政策分野に格上げしております。

次に施策項目についてですが、「政策1 地球温暖化対策の推進」を御覧ください。現行の計画では「温室効果ガスの排出量削減」という項目の中で、「再生可能エネルギー」と「省エネルギー」の取組を進めていますが、次期計画では、県の個別計画である「地球温暖化対策実行計画」に合わせ、「再生可能エネルギー等の活用」と「省エネルギーの促進」の2つの項目に分けることとしました。また、新規の項目として、4番目に「気候変動への適応」を設定しました。

次に、「政策2 循環型社会の構築」についてですが、1番目の「3Rの推進」に、県の個別計画である「廃棄物処理計画」に合わせ、「バイオマス利活用の推進」を統合

いたしました。また、新規の項目として、4番目に「再生土への対策の推進」を設定しました。

次に、「政策3 豊かな自然環境の保全と自然との共生」についてですが、先ほど御説明したとおり「政策4 野生生物の保護と適正管理」を独立させたため、施策は「自然公園等による優れた自然環境の保全と活用」と「地域の特性に応じた環境の保全」の2つとなっております。

次に、「政策5 安全で安心な生活環境の保全」についてですが、施策項目の順番、名称等の変更はありますが、基本的には現行計画と同じ構成となっております。

最後に「政策6 環境保全のための基盤的、横断的な施策の推進」についてですが、3番目に「環境と経済の好循環の創出」、4番目に「災害時等における環境問題への対応」を新設しております。なお、2番目の「環境保全の基盤となる施策の推進」については、現時点では「環境影響評価」「研究調査体制」「ちば環境再生基金」に関する施策を想定しておりますが、今後検討する中で、必要に応じて施策を追加してまいります。

続きまして、資料1-4「千葉県環境基本計画骨子案」を御覧ください。

まず、この骨子案の位置付けについてございますが、今後、この骨子案の構成をもとに、計画素案の策定を進めてまいります。骨子案1ページの上に記載してありますとおり、本計画の構成や内容については、「第3章の施策の展開方向」などを検討する中で、必要に応じて柔軟に見直しを行ってまいりたいと考えております。

まず、1ページの第1章ですが、計画の基本的事項を整理しております。「第2節 計画の位置付け」ですが、2つ目のところで、環境分野の基本計画として、個別計画に施策の基本的な方向性を与えるものであり、具体的な施策は、各分野の個別計画において定めること、また、3つ目のところですが、各主体の連携・協働を図りながら、一体となって進めるための計画であるなどの趣旨を盛り込んでいきたいと考えております。

「第3節 計画期間」ですが、先ほど説明したとおり10年間としておりますが、現計画において計画期間の途中で改訂を行ったように、環境に関する新たな課題等が生じた場合は、計画期間の途中でも必要に応じて見直しを行ってまいりたいと考えております。

次に2ページ、3ページ、「第2章 計画の目標」を御覧ください。

第2章の第1節においては、御覧のとおり環境問題等に対する基本認識を記載することとしております。環境問題全体を通じた基本認識と分野ごとの基本認識について記載してまいりたいと考えております。

次に4ページ、5ページを御覧ください。ここでは、第2節で「目指す将来の姿」、第3節で、5つの「基本目標」、第4節で「各主体の基本的役割」、第5節で「基本計画の実現に必要な視点」を記載してまいります。

次に、6ページ、7ページを御覧ください。「第3章 施策の展開方向」ですが、5つの基本目標を達成するため、6つの政策分野と22の施策項目を設定し、施策項目ごとに「現況と課題」、「目指す環境の姿」、「主な取組」、「計画の進捗を表す指標」を示してまいります。

各施策項目の右側に「主な取組項目」を記載しておりますが、この項目はあくまでも例示で、計画に記載すべきものがすべて網羅されているわけではございません。今後、計画素案を検討する中で、項目の追加、見直しを行ってまいります。

最後に、8ページを御覧ください。第4章「計画の推進」ですが、現行の環境基本計画と同様の構成となっております。第1節で「県における推進体制」と「各主体に求められる取組」を記載します。「各主体に求められる取組」においては、「県民」「事業者」「市町村」ごとに期待される環境保全に係る取組、行動指針を示すことにより、各主体ごとの自主的、積極的な取組を推進してまいります。

第2節は、各種施策の進捗状況を把握し評価するため、計画の進捗を示す指標を活用して、マネジメントサイクルに基づき毎年度進行管理を行うことを記載してまいります。

私からの説明は以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

倉阪部会長 ありがとうございます。まとめて御説明いただきましたが、千葉県環境基本計画の骨子案について御意見、御質問等ございますでしょうか。今日、御意見をいただかないと、もう具体的な文案の作成に入っていくということなので、このタイミングで言うべきことは言ってください。いかがでしょうか。

佐々木委員 資料の1-2について主に意見を申し上げたいと思いますが、まず、1ページ目の「2 森林などによる二酸化炭素吸収の確保」というところの今後の課題ですが、資料1-4の6ページの上のところを見ると、第1節の3の右側に海の吸収源対策が挙げられていますので、海での二酸化炭素の吸収ということを既に考えられているんだと理解しましたが、そのあたりを資料1-2の中でもう少し明示的に指摘していただければと思います。

具体的には、海の吸収源対策ですけれども、よくブルーカーボンと言われていますが、国土交通省、水産庁、環境省がオブザーバーで入っているブルーカーボン研究会というのがありまして、そこで海がどのくらい吸収しうるのかということを検討しておりますので、そういうところも見ながら進めていただければと思います。その中では特に千葉県ですと東京湾が非常に期待できるところでして、海草や海藻などの藻場ですね、そういったものを再生していくということが二酸化炭素の吸収にも非常にプラスになりますし、その後に出てくる、生態系、水産、それから環境再生の取組によって、環境教育に対してもメリットがある、いわゆるコベネフィットというところもありますので、今回、取組の拡充ということになりますが、検討いただければと思います。

それに関連してですが、資料1-2の2ページ目の「3 湖沼沿岸域の環境の保全と再生」のところですが、先ほど申し上げた藻場や干潟の再生が重要なポイントになると思います。主に総量規制のことが書かれていますが、これまでずっとやられてきていて、CODなどを見てもあまり改善されていない状況で、一方で水産資源などはどんどん減少してきている。特に水産の方などはそろそろ環境政策を見直した方がいいのではないかとされています。実際に瀬戸内海、大阪湾の方ではだいぶ考え方を変わってきていますので、現段階で総量規制を進めていくのはいいと思いますが、同時に生態系や生き物の生息場となる藻場とか干潟とかを再生していくということを少し強く打ち出していただければと思います。

その中には、いわゆる官官連携、たとえば千葉県の中でも藻場の再生、干潟の再生をする時に土砂がないとできない。実は、千葉県の河川のダムには結構砂がたまっておりまして、そういうものをうまく連携して活用すると色々なことできる。県の中の連携も含めて考えていただければと思います。

加えて東京湾では官民連携フォーラムというものが立ち上がっておりまして、国県市、NPO、学識、民間も含めた活動が2013年から始まっておりますので、そういうところにも県としてよりコミットしていただければ、こういった活動が進んでいくのではないかなと思います。

資料7ページのところの「3 良好な水環境の保全」も関連するところで、総量規制のことしか書かれていないような印象なので、生き物の生息場の再生というものを打ち出していただければ、取組の見直し拡充として魅力的なものになると考えます。

倉阪部会長 海の吸収源対策、干潟の再生、生き物を考えた水質対策ですが、何か県の方からコメントはありますか。

渡部環境政策課主幹 持ち帰って、広い視点で今後の方向性を検討していきたいと思えます。

倉阪部会長 千葉には盤洲干潟もありますし、三番瀬も前からやっていると思いますので、関連施策はあるはず。そういった面を是非とも盛り込んでいただきたいと思えます。他に何かございますでしょうか。

畠山委員 資料1-2のところ、3ページの5ですが、特定外来生物のことが出ていまして、主には、農作物被害に関連するようなサルとかイノシシとかシカですが、埼玉県で最近話題になった、クビアカツヤカミキリというカミキリムシが特定外来種に1月に環境省で指定されましたが、桜とか梅とかバラ科の植物に寄生して枯らしてしまうおそれがある。直接農作物被害には関係してこない可能性も大きいですが、桜などは日本人が好む代表的な樹木ですから、そういったものに被害があると社会的な問題にもなりかねないので、従来から指摘されている外来生物の他にも問題になる外来生物があるのではないかとすることは常に視野に入れて取組を進めておく必要があるという気がします。

4ページの一般廃棄物のリサイクル率が、目標値に比べて実績が非常に低い。他の色々な例でこれまでやられてきた取組の成果が出ていて、目標値に対して実績値が非常に近づいていますが、ここだけ非常に飛び離れて低いので、原因とか今後どう進め

ていくべきかということは、もう少し具体的に取組を示していただいた方がいいのではないかと思います。

6ページの「1 良好な大気環境確保」のところですが、二酸化窒素、環境基準の達成率が100%ということは、国の環境基準と千葉県の目標値は違うわけですね。千葉県の目標値は94.3%となっていて、環境基準達成率はほぼ100%ということですから、それだと国の基準以上に厳しい環境基準が千葉県にはあって、その達成率が100%に近づいていると説明された方がいいと思います。二酸化窒素の発生源がディーゼルと書いてあるが、ディーゼルだけなのか、それ以外にも例えば火力発電所とかが少しここに影響しているのかどうかについても少し検討しておいた方がいいと思います。特に光化学オキシダントについては、二酸化窒素だけでなく、主な今後の課題の最後のところに揮発性有機化合物の排出削減ということが書かれていますけれども、これも非常に大きな原因物質ですから、その排出源対策を今後どう進めるかというのは窒素酸化物と同様に、少し具体的な部分を入れておかないと、なかなか光化学スモッグの対策が順調に進まないのではないかと思います。

倉阪部会長 何かコメントはありますか。

貫井環境政策課政策室長 カミキリ虫については、私も草加市の桜が激減しているとテレビで見ました。千葉県でどこまで進出しているか把握・調査をし、多方面から原因を追究していきたいと思います。

倉阪部会長 他に御意見ありませんか。

三輪委員 2019年度から10年間の計画ということで、大変重要な計画だと認識しているわけですが、この点では前回も議論をしてきた温室効果ガス削減目標について、国際的なCOPの条約締結会議で削減目標の引き上げということが国際的にも日本の政府に対して求められている、そして千葉県ということでCO2など温室効果ガスの最大の排出県ということもあり、この点は計画の中で、目標の引き上げということは何か計画の中で見直しをするということがあるのでしょうかというのが1点目です。

それから、資料1－4の骨子案についても意見を出してくださいということなので、2ページ目の一番上の方ですが、第1節の環境問題、全体を通した基本認識、「環境に配慮するよう日々の暮らしを見直すとともに、持続可能な経済システムを構築していかなければなりません」としています。このこと自体はそのとおりですが、地球温暖化の問題で言えば、社会が持続可能できないかもしれないという危機的な状況があり、県民も国民も政府も産業界も、そうした認識で世界的には取り組んでいこうということなので、やはり持続可能な経済・社会を実現していくために、というような基本認識というところで意見を言わせていただければ、そのように思います。経済と社会が対立し合うという場面もあるかもしれませんが、これからは経済と社会の持続ということが合わさって進んでいくような、そういうことを目指さなければと思います。

それから、10年間の計画ということなので、適応策、温暖化が深刻な中で、適応策も必要だということでこの間議論し、適応策も新規ということで盛り込んでいくということで賛成ですが、例えば、新年度の千葉県の予算の中には、気候変動への適応ということでの予算化、環境部からはリーフレットの19万円という予算の説明はありましたが、全庁的な予算が把握できないという答弁もありましたので、新規で気候変動に適応していくわけですから、例えば気温の上昇ということで、病気の発生、あるいは熱中症の増加、2倍以上になるのではとされていますが、県立高校などはエアコンもありません。環境基本計画ではあるのですが、そうしたことも含めた実行あるものにしていけるような記述にしていければと思います。

最後に、再生土というのが新規で、適正利用の推進ということが盛り込まれました。これは賛成で、適正利用を一層推進していくということは欠かせない。先ほど残土とか廃棄物のことも御意見がありましたが、再生土は、建設汚泥などの産廃を中間処理して、再生品にして、いわばある程度無害化して適正利用を推進していくということですが、今現状、あまりにも安全性が疑問視される状況が、例えば佐倉で鉛やフッ素が検出をされる、再生土と呼ばれて大量に埋められていたが、実際は廃棄物であった。香取でもフッ素が検出されるということです。現状、千葉県で適正利用されている再生土はあるのか、千葉県の考え方をお聞きしたいと思います。

倉阪部会長 温暖化対策で削減の目標の引き上げを行うのか、持続可能な経済だけではなく、社会も持続させる必要があるのではないかと、適応策についてちゃんと予算化して

政策を進めるべきである、再生土の適正利用について安全性は大丈夫かという意見でございしますが、ちょっとコメントをいただければと思います。

入江循環型社会推進課長 温室効果ガスの削減の目標を引き上げる見込みがあるかという質問ですが、温暖化対策計画は28年9月に策定し、2013年度比で2030年度に22%の温室効果ガスの削減を目指すということで目標を立てています。計画なので状況の変化に応じて、見直しを行っていくことは大事かと思っていますが、28年9月に計画を策定して2030年度に向けて取り組みを進めていますので、約2年半の期間の中で、すぐに目標値を変えるのは、実績や根拠が必要になってくると考えています。今の段階では、盛り込む盛り込まないは明言できませんが、基本的には、今の実行計画で着実に進めて行きたいと考えています。

倉阪部会長 パリ協定は5年ごとに見直しのため、そのタイミングで、全体の見直しがされ、地方自治体もそれを見て見直しになると思う。

入江循環型社会推進課長 基本的にはそのような考え方なと思います。それから適応策については、後ほど御報告させていただきますが、今回、県としても適応方針を作りまして、これについても実施状況を把握し、必要な見直しを行うことが必要であると考えています。そのためには現状把握が基本であると考えています。

倉阪部会長 再生土についてはいかがですか。

安藤廃棄物指導課副課長 再生土のことで答えさせていただきます。再生土は建設汚泥等の産業廃棄物を中間処理して、有害物質における安全基準に適合することで品質が管理され、有価で売られ、埋立等の資材で使われているものです。しかし、三輪委員からもありましたように、昨年、佐倉や香取で再生土と称して使われた埋立資材が、フッ素などの有害物質が基準を超過した事例があります。再生土の安全確認は、県も再生土の埋立に対して、事前に計量証明書などで安全確認していますが、なかには有害物質が混入されていた実態があり、県でも安全性の確認を徹底するよう考えていますが、現在、再生土の埋立が県内150箇所以上あるなかで、昨年度、2箇所そういうも

のがありました。全部が全部安全を確認できないというわけではなく、中には安全に利用されたものもあると考えているところです。

倉阪部会長 悪い奴もいるので、なかには安全性が確認されているのではなく、すべて安全性を確認できるようにちゃんと。特に、埋立てるとわからなくなってしまうので、悪い奴が出やすいエリアだと思えますので、法令の施行をよろしくお願ひしたいと思ひます。

貫井環境政策課政策室長 先ほどの持続可能な社会ですが、参考に添付した国の資料3ページ目に、環境と経済と社会の統合的向上の具体化という認識があるので、県の基本認識としても取り入れていきたいと考えています。

倉阪部会長 他にございますか。

瀧委員 2点ほどお話をさせていただきます。まず、資料1-2で、2ページの「4 都市における緑と水辺のネットワークづくり」で、環境サイドでしたら、このような書き方なのかと思いますが、自然が無限にある状態でのお話ではなからうかと。

ところが、今千葉県において問題になっているのは、特に印旛沼、手賀沼、あるいは東京湾ということで、そこに接している千葉県の陸域の環境というのはどちらかという無限にある自然の中の都市というかたちではなくて、相当量人工化している、都市化している地域である。そういう中で、環境回復、水質回復という命題を与えられているわけで、考え方を相当変えないといけないのではないのでしょうか。

私としては、今のところ都市計画をもうちょっとしっかりしないと何ともならないのではないかという気がします。そういう意味で、他部局と言ったらいいいんですかね。そういうところとの連携をもう少し密にしていきたい。そういうかたちでここら辺を進めていただくと、水質改善を含めて環境回復がなされるのではなからうかと思ひうわけです。

それからもう1点はですね、もう少し品質管理というものを厳格にやる必要があるのではなからうかと思ひうわけです。そのあたりを今後、どのような厳格さを持って臨んだらいいのかということをやっただけいたら改善の方向に動いていくのではなから

ろうかと思います。たとえば再生土を生産して出すわけですけど、最初の許認可の時にチェックしてすべてOKというのではなくて、途中途中をどうやって品質を保證するような方法を取ったらいいのかと見ていったら、もう少し何とかなるのではないかと思うわけです。

それと同時にもう一つ重要なことは、環境学習にも繋がることだろうと思いますけど、再生土は悪いんだというレッテルがもう既に貼られているのかもしれない。それが固定する前にですね、できるだけ啓発ということをきっちとやっていただきたいと思います。

これからは一度使ったものをもう一度資源として使う方向に行かざるをえないのではないかと思いますので、是非とも県民の意識をちゃんとそういう方向に、方向付けができるように、そういう環境学習を含めて検討していただきたいと思います。

倉阪部会長 都市計画の部局とちゃんと連携して、緑のネットワークをつくるようにという話、あとは品質管理を徹底すべきという話、何かコメントはありますか。

渡部環境政策課主幹 他部局との連携については、この分野に限らず、環境生活部だけでできるものではないため、今後計画素案を策定していくなかで、十分に協議していきたいと思っています。ルール of 厳格化については、環境基本計画の位置付けとして、基本的な方向性を示すというものですので、個別計画や具体的な施策で検討してまいりたいと思います。環境学習についても、リサイクル製品の使用は今後重要になってくるかと思うので、そういう面も含めて、施策のなかで検討していきたくて考えています。

倉阪部会長 他の方はいかがでしょうか。

木原委員 商工会議所連合会の木原でございます。資料1-4、千葉県環境基本計画骨子案の中に、概要というかたちで今回、ポイントということで、全体的な説明の中で、新規にですね「環境と経済の好循環の創出」というものが設けられたということで、この骨子案の5ページでも、必要な視点の中に、3、環境と経済の好循環で、「そのため」以降ですね、「制約としてではなく、産業振興や地域活性化を図るためのツール」

という考え方、また、7ページで、第6節「環境保全のための基盤的、横断的な施策の推進」の中の3に、主な取組項目というかたちで環境ビジネスの育成、支援、それからグリーン・ブルーツーリズム等観光産業の振興というような非常に環境を使った産業振興という視点がとらえていることに非常にいいものだと思っておりますので、しっかり取り組んでいただければと思います。

倉阪部会長 これは御要望でしょうか、他に、いかがですか。

瀧委員 環境と経済というお話がありました。骨子案を拝見しますと、私の環境と経済というものの見方からすると、まだ環境と経済が対峙しているような書き方があるように思われる。そうではなくて、環境は経済に含まれる、あるいは経済が環境に含まれるというような見方ができるのではなかろうかと。環境を即金銭的な表現をするならば、環境なんかをやるといくらになるとかというのではなくて、環境そのものは経済的な価値を直接的には生み出さない。けれども回りまわって非常に大きな経済効果を持つんだという、そういう意識を持ってもいいのではなかろうかという気がするんですね。どなたもそういうような話をしないものですから、私が間違っているのかどうか。

倉阪部会長 私もこれから言おうと思っています。まずは委員からお話をお伺いして。

瀧委員 そのような意識で環境をみるともっと広がるのではなかろうかという気がするんですね。環境の重要性を得るのではないかと。

倉阪部会長 資料1-1の第6節の3に押し込められているけど、こんな枠ではなくて、全部に横断的に関わる話なんです。ちょっと捉え方が小さいと思います。ちょっと私、あとで皆さんの話を聞いてからしゃべろうと思って、うずうずしながら待っています。

桑波田委員 全体的なところというのは今までの基本計画をもとに新たに加えられたという事で認識しているんですけど、生物多様性というのが一つ千葉県の課題でもある、

有害鳥獣の課題もかなり大きいかなと思うんですが、生物多様性は千葉県の中ではかなりできている、県としては戦略はできましたけど、まだ市町村を見た場合に政策を今から作っていくというところもありますので、その文言が柱の中に入っていないことをどのように考えればいいのかと思っています。

政策3の「豊かな自然環境の保全と自然との共生」の中に9と10の施策があって、自然公園とか地域の特性に応じた環境の保全もありますし、政策4の「野生生物の保護と適正管理」の中に、11の生態系の保全と希少野生生物の保護・回復もあるので、やはり環境基本計画というのは県民にとって大きなものと、市町村にとってもそこはどのように整理すればいいのかと思いました。

もう一つは国の方の環境基本計画を今から作っていくということなんですが、2030年のSDGsの目標を達成しましょうと大きなスローガンがありまして、この千葉県の環境基本計画も10年計画、だいたい10年計画と思った時には2030年はもう入っていくわけなので、文言の使い方というか、持続可能という、国の部分を云々というわけではないんですけど、持続可能な社会に向けてというのはかなりはっきり打ち出して、それぞれ項目、施策1の地球温暖化対策の推進とか、その中にかならずこの目標に向かっていくという部分を示されてもいいのかなと思いました。

3つ目は、私たちは環境保全の環境団体なんですけど、環境学習の推進は本当に大事なことなんですけど、一方担い手の不足がかなり言われています。それで政策6のところで環境学習の推進と環境保全活動の促進があるんですけども、資料1-2の9ページのところの環境を守り育てる人づくり・ネットワークづくりのところの主な課題で、環境学習教材を年齢に合わせて作成していくとか、施設との連携の方策を検討していくとかありますが、担い手の不足はかなり課題でもありますので、担い手をどのようなかたちで確保していくのかを考えていただければなと思いました。

倉阪部会長 生物多様性について県内にどう進行させていくのか、SDGsをどのように取り組むのか、環境学習の担い手をどのように確保していくのかというお話ですが、何かコメントはございますでしょうか。

渡部環境政策課主幹 SDGs、持続可能な社会につきましては、目指す将来の姿がそもそも、長く書いてありますが、要約すると持続可能な社会を目指していくということだ

と思いますので、これが一番のおおもとになりますので、政策の各分でそのことを意識しながら、政策を検討していきたいと思います。

環境学習の担い手については、一般県民向けとか、教職員向けに担い手を確保するための講座を開いておりますので、引き続き担い手確保について取り組んでまいりたいと思います。

中村自然保護課自然環境企画室長 自然保護課でございます。生物多様性の特に市町村への波及、普及の話なんですけど、私ども毎年、市町村を集めた会議、研修をやっております。実際に戦略を作った市町村に話をしてもらったり、できるだけ考え方、戦略策定について、策定していただけるように普及に努めておるのですが、生物多様性という考え方はとても大事なのですが、なかなか市町村レベルになった時に具体的に何をどうするのかということが、特に小さな市町村だとあまりイメージできないというところがありまして、なかなか広がっていないというところが正直なところでございます。引き続き私どもも市町村の会議、研修の場で市町村への普及に努めてまいりたいと考えています。

それと先ほどの質問のあったクビアカツヤカミキリにつきましては、県内ではまだ確認されていませんけど、近県での発生事例がございますので、国の方で外来生物対策の関東広域の会議がございまして、そういった場を通じて情報収集に努めておりまして、万が一の場合は対応できるように注意はしております。毎年何例かはクビアカツヤカミキリではないかと通報があったりしますが、できるだけ速やかに写真ないし死体を送ってもらって、県の生物多様性センターで同定して確認をするという体制をとっております。特定外来生物だけでもかなりの数がありますので、これすべてについて確認前に万全の対応をするというのはなかなか難しんですが、当面のところは、昨年国内で初めて確認されて、大きな話題になりましたヒアリの対策、水際対策としてしっかり取り組んでまいりたいと思います。

倉阪部会長 他はよろしいでしょうか。それでは私がしゃべってよろしいでしょうか。

かなり今の骨子案は古臭い骨子案なので懸念しております。参考資料1で環境省の第五次環境基本計画を配っていただきましたが、これまでの環境基本計画を辿っていくと、国は横断的な枠組み、これを上の方に出すようになっていきます。大気とか水と

か自然とかそういうふうな分け方を捨てているわけではないですが、横断的に技術とか経済とか国土のストックとかそのような横断的な柱を前面に押し出すようになってきている。そこが今回の千葉県の環境基本計画の骨子案では決定的に弱いかなと。この第6節というところはあるんですけど、全体の施策の展開方向をみると、第6節というところで横断的なことは書かれているんですけど、ここが国の方は前の方に出てきている。第四次計画から前の方に出てきているんですけど、そこの部分とおそらく第五次計画ではSDGsとくっついてくる。SDGsで掲げられている17の目標とこういった横断的な施策をちゃんと消化して骨子案に盛り込む必要がある。そこは十分、国の動向を勉強して、古臭い計画を作らないようにしていただきたい。これは大きなところですよ。

最近環境省は温暖化関係ですけど、今月になってかなり重要な文章を立て続けに出しています。一つがカーボンプライシング。これは検討会の取りまとめが出ました。二つ目が「環境省再エネ加速化・最大化促進プログラム2018年版」。3月20日に出ています。それから3月16日に「長期大幅削減に向けた基本的な考え方」これも出しています。これは2050年に向けて何をすべきかということを立て続けに環境省は出していますので、そういうものをちゃんとフォローして県の政策を少なくとも古臭いものにならないように、できる限り最先端にしていくようにしていただきたい。「環境省再エネ加速化・最大化促進プログラム」の環境省の文書を見ると、地方についての政策も書いてあって、ちょっと恥ずかしいんですけど、地球温暖化対策計画書制度の日本地図が書いてあって、導入状況が書いてあります。30都道府県、8政令指定都市で地球温暖化対策計画書制度、一定上の温室効果ガスを排出する事業者が計画書、報告書の提出をすると、義務付けるといった制度ですけど、これを見ますと関東で千葉県だけ導入していない。山梨を含め北関東すべてが入れています。埼玉、東京、神奈川で入れています。千葉県だけ環境省の図で導入していない県になっています。ここにはSDGsの話も書いてありますし、このままでは1周遅れどころか、かなり遅れてしまうのではないかなと危機感を持っています。石炭火力の計画も千葉県下でいろいろありますし、千葉県が日本の温暖化対策の足を引っ張るような、そういう県になってほしくないというふうに思いますので、ちゃんと今遅れているのを取り戻してちゃんとカーボンプライシングについても埼玉県と東京都はやっていて、カーボンプライシング報告書を見ても東京都はデカップリングに成功していますと書いてあるんです

ね。近県でできていて、千葉県ではできていないのはなぜかということを考えながら、制度、ルールですね、これを導入する必要がある。その制度、ルールということからすると、資料1-4のところ、基本的な視点、5ページのところで、一番に「自主的な取組の促進」と書いてありますね。もはやルールをちゃんと作らないと自主的な取組といっても難しいと思います。先ほどの再生土の話もルールがあって、それを施行させるという話ですけれども、政策の根幹はルールづくりですから、自主的な取組というのは環境基本法に入っているんですね。かなり抵抗していやいや入れたやつなんです。私はあの時国で法律づくりをやっていましたけれど。自主的自発的というのを自主的に変えたのかな。どうも産業界が自分たちでやるからルールはいらないという主張の言葉なんですね。だからそれが一番にきているというのは本当に県として政策をやる気があるのかととられかねない。そういう危ない言葉であるということは認識をしてもらいたい。一定のルールがあって、その中で自主的に環境活動が選ばれていくと。やはり何らかのルールづくりがないとそちらの方に誘導もできませんから、そういったルールづくりをちゃんと県としてやっていくんだという気概は示してもらいたいと思います。なので、資料1-2をみてもそれぞれ自覚して主体的にとか自覚というのをたくさん書いてあるんですね。そのために何をさせるのか、何をするのか、普及啓発だけでは動かないです。環境学習の推進で高々3万人が行事に参加したって、0.5%なんですよ。参加する人ってリピーターが入っているので、600万県民いるわけですから、3万人がすべて指導者であればいいんですけどね。そういった担い手であればいいんですけど。これだけでは変わらないはずですよ。やっぱりなんらかルールを作っていくということが必要です。自然の話でも林業者から聞くと、神奈川県はやれてる、千葉県だとできない。なぜかという神奈川県は森林環境税を入れているから。山に手を入れると森林環境税の方からお金が入ってくるから若い人が林業をやろうかということで始めている。千葉県で同じことはできないという実際にそういう声があるんですね。それはやっぱりルールの遅れなんですね。生物多様性については前の知事の時にがんばって千葉県はよりいい進んだものを入れていると思いますけど、他の分野では残念ながら遅れているんじゃないかなと。そこはしっかり行政マンとしてちゃんと制度づくり、ルールづくりを取り組んでいただいて、それをやらないと目標は達成できないと思いますので、そこはしっかり位置付けていただきたい。他の県はできているわけですから。そこは千葉県は平均的な県よりも遅れているという認識を持

っていただきたいというふうに思います。再生可能エネルギーの目標値に近づいているということですが、メガソーラーでこれに近づいたって、メガソーラーの耐用年数が終わった後、更新ができないのではないかと思います。長期的に再生可能エネルギーを入れようと思ったら、ちゃんと売電収入が次の投資に使えるように、県内事業者が主体的に導入していくとそういったものを県としては支援しなければいけない。なんでもかんでもテラジュールを入れればいいというわけではないです。ちゃんと長期的に持続可能なかたちで再生可能エネルギーが県内に入れられると、耐用年数がきた後、固定買取制度もなくなっていると思います。そういった段階で再投資ができる資金が県内に入るかどうか。今のままだとたぶん入らない。そうすると一時的に目標を達成したとしてもそれは県外需要者に上がりを持っていかれて、再投資ができずに、メガソーラーの耐用年数がきた段階でその残骸だけが残るとそういったことにもなりかねないので、目標も長期的にみないといけない。と様々なことを申し上げましたけれども、逆に言えばいろんなかたちで環境の取組を県内事業者のビジネスチャンスとしてとらえる、そっちの方に誘導していく、それが環境と経済の好循環だと思いますので、そういうポジティブな方でおそらく経済の部局であったり、農林水産の部局であったり、そういったところと、それぞれに自分の仕事として、環境を使ってビジネスをしてくださいと、そういうふうに働きかけてその成果が計画の中に反映されるようなそういったものとして環境基本計画を作り直さないといけないのではないかと。このままだとちょっと同じような環境計画ができて、結果的に遅れが取り戻せないということになりかねないので、そこはしっかり新しい素案を、政府の新しい動向をちゃんと見ていただいて作るように努力をしていただきたいという切なるお願いです。

渡部環境政策課主幹 国の計画とか、国が出している最新の情報を見ながら検討すべきということと、分野横断的な打ち出し方が弱いということでしたので、国の計画を見ながら、県の素案の第6節を前に持っていけるかというのはあるんですけど、もう少し分野横断的に進めていくという視点を計画の中で盛り込んでいきたいと思っております。

制度づくり・ルールづくりにつきましては、分野ごとに検討した中で、どういった方向性が打ち出せるか持ち帰って検討したいと思います。

倉阪部会長 是非とも検討をお願いします。他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

この内容についてさらに御意見のある方は、メールなどで4月2日、月曜日までに事務局あて提出くださるようお願いいたします。

それでは、皆様の御意見を踏まえ、環境基本計画の素案について策定作業を進めるということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは策定作業を進めてください。

議事(2) 千葉県の気候変動影響と適応の取組方針について

倉阪部会長 それでは報告事項にまいります。「千葉県の気候変動影響と適応の取組方針」について、事務局から説明をお願いします。

平川循環型社会推進課副課長 循環型社会推進課の平川でございます。私からは、「千葉県の気候変動影響と適応の取組方針の最終案」について、資料2-1~2-3、参考資料2につきまして説明させていただきます。まず、資料2-1を御覧ください。

本方針については、昨年11月のこの部会で取組方針の素案をお示しし、皆様に御意見を伺いまして、取組方針案として取りまとめ、2月1日から28日までの1か月間、パブリックコメントを行ったところでございます。この結果、県民の皆様からの意見は特にありませんでした。

パブリックコメントを行う際に委員の皆様には資料を送付しており、その後、何点か修正を行っております。その点を御説明させていただきます。

1番目としまして、用語解説を脚注として追加させていただきました。資料2-2の取組方針案を御覧ください。例えば、1ページ目でございますが、下の方にIPCC、温室効果ガス、気候変動などを追加しております。全部で23か所の追加を行っております。

続いて、資料2-1にお戻りください。関係課の意見として3か所ほど表現を明確化したところがございます。方針案の13ページにニホンジカなどの野生鳥獣による影響についての記述、14ページに海面上昇についての記述、15ページの感染症・ヒ

トスジシマカについての記述、いずれも青字で追加させていただいております。それが関係課の意見により追加した場所がございます。

その他、予測情報等が更新されたことによりまして2か所ほど修正をしております。取組方針案21ページを御覧ください。1番下の図でございますが、図4-2-8ということで、「地球温暖化予測情報第8巻」というものが気象庁から出されていまして、そこに掲載されている季節別の予測、春夏秋冬の4つを追加しております。これは、それぞれ基準気候からの上昇幅を色で表しているものでございます。こちらは銚子气象台からの意見により追加したものでございます。

さらに、次ページ「(5) 海面水位・砂浜消失率」についてです。「気候変動の観測・予測及び影響評価総合レポート2018」というものが環境省等から出されておまして、そちらの記載を踏まえて、修正を行っております。1つ目として、図4-2-9として、「世界平均海面水位の将来予測」を追加しております。さらに、表4-2-1のコメントの追加として、「日本近海海面水位は気候変動の影響が明らかではないが、海面上昇の影響が今後生じることは否めない」という記述を追加しております。さらに、砂浜消失率の関係で「砂浜消失率の予測は不確実性が高い。」などの記述を追加しております。

以上がパブリックコメント実施の際からの変更点でございます。その他、誤字等の軽微な修正を行っております。

資料2-3については、パブリックコメント開始時から変更はありません。

一方、国の方で動きがございまして気候変動適応法案が2月20日に閣議決定され、現在の第196回国会で審議されているところでございます。参考資料2を御覧ください。この法案の概要ですが、1つ目として「適応の総合的推進」、2つ目として「情報基盤の整備」、3つ目として「地域での適応の強化」、4つ目として「適応の国際展開等」というのが、概要でございます。

3つ目の「地域での適応の強化」によりまして、都道府県・市町村に地域気候変動適応計画策定の努力義務、地域において適応の情報収集・提供等を行う拠点機能を担う体制を確保といった努力義務が課される予定でございます。

現段階で法律が成立していませんので、はっきりしたことは言えませんが、本日お示しさせていただいた方針案が、そのまま地域適応計画と位置付けることが出来るの

ではないかと考えております。その他の情報収集体制の確保等については、今後詳細が明らかになり次第検討することになると考えております。

以上、千葉県の気候変動影響と適応の取組方針案について説明させていただきました。今回説明させていただいたものはほぼ最終案ということで考えておりますので、今後の進め方等を中心に御意見をいただければと思っております。よろしくお願いいたしますします。

倉阪部会長 パブリックコメントの前後で内容的に大きく変わっていないということで、報告事項ということですが、何か質問事項等ございますでしょうか。

一点気が付いたのが、21 ページのところの、図 4-2-8「海面水温の季節別将来変化」のところ、「°C/100 年」と書いてありますけれども、図を見ると単位がケルビン、「K」ではありませんか。

平川循環型社会推進課副課長 出典を確認いたします。

倉阪部会長 確認をしていただければ。何か質問等がありますでしょうか。御報告では、適応法案が出来て、これがそのまま位置づけられるということですがけれども、国の方を見ると、「法定計画に格上げ、さらなる充実・強化を図る」ということなので、国もまた変えるかもしれませんね。

畠山委員 報告の内容ではないんですけれども、地域気候変動適応センターというのは、法案が成立したときに、千葉県ではどこが担当することになるんでしょうか。

平川循環型社会推進課副課長 努力規定ということですので、具体的な検討はまだしておりません。

倉阪部会長 千葉も農業、漁業、自然に依存した産業が盛んですから、これも遅れないように取り組んでいただきたいと思います。

三輪委員 影響というところではかなり具体的に、千葉県でこうした影響が出てくるというように分かるものになっていると思うんですが、取組方針というものを、資料2-3で要約して書いていただいているのを見ますと、今までの施策から具体的にどういうところで充実していくのか、これまでの施策との違いというか、新たなものというのがどうなのか、教えていただければと思います。平成30年度も国の方で適応について予算化がされたようなんですけれども、それは千葉県には全く下りてきてないのか。千葉県として新年度適応の取組方針に基づくこれだけの予算で新たな施策を展開していきましょう、というものは無いのか。今後さらに充実させていくんだらうとは思いますが、お聞きしたいと思いました。

平川循環型社会推進課副課長 施策の話ですが、今回のものは、施策まで踏み込んでおりませんで、今後こういった方向で取り組む、というような方針にとどめさせていただいておりますので、御了解いただければと思います。予算につきましては、国の方で、「地域適応コンソーシアム事業」というものを今年度からやっております。その中で、印旛沼が対象地域となって取組が行われています。3年間ということで、29年度から31年度ということになっております。

三輪委員 おいくらくらいなのでしょう。

やはり千葉県は、印旛沼の問題とか、農業県、漁業県でもありますので、しっかりと国の予算もいただいて、県独自でも予算を組んで、取り組んでいただければと思います。

平川循環型社会推進課副課長 予算額については、手元に資料が無いのでわかりません。

倉阪部会長 今年度中に出来て、来年度から実行に入るということで、方針と書いてはありますけれども、資料2-2の37ページ以降、取組方針を見ると、具体的にどういうことをやるかということが明記されています。書いた以上はちゃんとそれぞれについて進めていただくということをお願いしたいと思います。

他に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。この取組方針（案）というのは、どの段階で（案）がとれるのでしょうか。庁内で取るのか、企画政策部会で取るのか。

平川循環型社会推進課副課長 今回の結果を踏まえ、庁内で決裁をとるかたちとなります。

倉阪部会長 決裁されて、公表される段階で、委員の方にも報告いただいた上で、インターネットにも乗るんですよね。

平川循環型社会推進課副課長 年度内公表を予定してまして、当然皆様に御報告しますし、公表もいたします。

倉阪部会長 では、（案）が取れて、千葉県庁のホームページに挙がった段階で、報告いただければと思います。

それでは、これで本日予定していた議題は全て終了いたしました。

議事（3）その他

倉阪部会長 その他事務局から何かございますでしょうか。

渡部環境政策課主幹 次回の開催日程ですが、7月頃に開催することとし、環境基本計画素案の中の「地球温暖化対策」と「環境学習」に係る部分について御審議いただきたいと考えております。

御多忙とは思いますが、後日、日程を調整させていただきますので、よろしく願いいたします。

倉阪部会長 温暖化と環境学習以外にはありませんか。二つだけを審議するのはどういうことなのでしょう。

渡部環境政策課主幹 二つ以外のところについては、それぞれの部会でお諮りいただこうと考えています。

倉阪部会長 企画政策部会の主たる担当が温暖化と環境学習、ということですね。横断的な話や環境と経済の好循環などに関心をお持ちの委員もいらっしゃるのもう少し幅広にとらえて議論ができればと思いますのでよろしく願いいたします。

他に、何か御意見等ありますか。

それでは以上で、本日の議事を終了します。御協力ありがとうございました。司会進行を事務局にお返しします。

5 閉 会

司会 長時間の御審議、ありがとうございました。以上をもちまして、千葉県環境審議会企画政策部会を終了いたします。

以 上